業務説明資料

本業務における業務説明資料は次のとおりです。

1　業務概要

（1）業　務　名　　徳川家康公ゆかりの地出世の街 浜松特設ウェブサイト制作業務

（2）履 行 期 間　　契約締結日から令和4年3月31日まで

（3）履 行 場 所　　浜松市ほか

（4）契約上限金額　　6,980千円（消費税及び地方消費税を含む。）

2　業務の目的

本業務は、徳川家康公ゆかりの地である“出世の街浜松”の特設サイトを制作し、家康公と浜松市の関係を深く掘り下げ、情報発信するとともに、サイト訪問者のデータ分析結果を基にした戦略的なデジタルマーケティングを実施するための基盤整備を行うことにより、継続的に“出世の街浜松”の認知度向上及び大河ドラマファンや歴史愛好家を含む国内外の観光客の誘客を図ることを目的とする。

3　業務委託内容

徳川家康公ゆかりの地出世の街 浜松特設ウェブサイト制作及びデジタルマーケティング基盤整備及び保守・運用

4　業務の仕様

（1）ウェブサイトの構成

ア　全体の構成

- トップページには印象的な視覚的に訴求するデザインを採用し、魅力的なキーワードを用いたサイト名を提案すること。なお、サイト名は委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。
- 分かり易く使い易いユーザーインターフェースを備えたユーザビリティの高いサイト構成とすること。
- サイトマップは、受託者が提案し、委託者と協議のうえ決定するものとする。
- ユーザビリティを損なわない範囲内で、リッチコンテンツ化を図り、ユーザーエクスペリエンスを最大化できるサイト構成とすること。
- サイト訪問者のデータ収集や分析などデジタルマーケティングの基盤となる機能を備えること。
- 新着情報やイベント情報等、情報の更新が必要であると思われる項目については、CMSを導入し、専門知識を有さない職員であっても、文章入力や画像挿入、ファイル添付などウェブサイトの管理・更新が平易かつ効率的行うことができ、中長期にわたる持続可能なサイトを構築すること。具体的なCMSの導入箇所は委託者と協議のうえ決定すること。

・　導入するCMSは、本業務の目的を踏まえたうえで最適なものを提案することとし、操作マニュアルを用意し、職員向け説明会も開催すること。
・　浜松市への来訪を喚起する情報及び来訪者の域内周遊と旅行消費増大につなげる情報を旅行者目線で掲載すること。
・　デザインやコピーはターゲットの特性を分析したうえで最適なものとすること。
・　今後、カテゴリやコンテンツ、言語の追加等が容易に出来る仕様とすること。
・　内容は公序良俗に反しないものとし、他者の権利等を侵害することがないものとすること。

イ　内容

家康公と浜松市の関係を深く掘り下げ、“出世の街浜松”の認知度向上、観光誘客及び消費拡大につなげる内容とし、下記の項目を掲載すること。その他、本業務の目的を達成するために効果的な項目があれば提案すること。また、歴史に精通するライターを手配して記事を作成すること。

① NEWS
- お知らせ、新着情報等
- SNS投稿情報

② 出世の街浜松

有識者・学識経験者の時代考証を基に作成すること。
- 浜松市の概要
- 出世の街の由来、エピソード
- 家康公と浜松の関係
- 家康公の人物像、浜松時代の周囲の人物
- 年表（家康公、浜松、日本、世界の出来事）
- “出世”に関連付けられる浜松にゆかりの人物、出世人・著名人

③ 記事コンテンツ
- 浜松市及び家康公にかかる時代考証に精通した有識者･学識経験者4名による特定テーマの記事掲載
  - ・有識者・学識経験者及びテーマは委託者が指定する。
  - ・謝礼は合計200万円を想定している。（本事業費に含めること）
  - ・各人の専門テーマに沿って取材をし、特集記事を作成すること。

④ 家康公ゆかりの地

写真、マップ等を用い、詳しく説明すること。
- 観光スポット、家康の散歩道、モデルコース等

⑤ 家康公ゆかりの食
- 家康公と食に関する説明
- 飲食店、土産品等

⑥ アクセス
- 本市へのアクセス
- ゆかりの地へのアクセス

⑦ ギャラリー

- パンフレット、写真、動画

⑧ 関連商品の紹介

⑨ 推進協議会の紹介

⑩ 既存コンテンツのリンク

- 家康の散歩道、出世の街等

ウ　提供可能な素材等

・　浜松市及び浜松・浜名湖ツーリズムビューローが権利を有するテキスト、画像、動画。

・　上記素材の英語テキストは、受託者が内容を確認し、翻訳誤りがないかネイティブチェックしたうえで使用すること。

・　上記以外の素材は、受託者が取材、撮影、調査、権利処理のうえ使用すること。

（２）対応言語

日本語、英語のウェブサイトを制作するものとする。

英語翻訳にあたっては、「観光立国実現に向けた多言語対応の改善・強化のためのガイドライン」に基づいて行うものとする。ただし、機械翻訳は認めないものとし、受託者が適切な翻訳者を割り当てるとともに、ネイティブチェックを行うこと。

英語のウェブサイトについては、日本語のウェブサイトを基に、外国人目線で、外国人旅行者が求める内容で構成することとし、日本語のウェブサイトと同一の内容にする必要はない。Webページ数は1,2枚程度とすること。

（３）レンタルサーバー（ホスティングサービス）の手配

ホームページの改竄、ウィルス感染など、ホームページ公開及び運営において想定される様々なセキュリティ上のリスクに関して、十分に調査・検討をし、極力回避できるよう配慮すること。（以下、最低限実施すべき事項について記載する。）

ア　ウィルス対策を実施すること。

イ　サービス提供環境で使用する各種ソフトウェアの脆弱性対応を実施すること。

ウ　通信ポート制御等、不正アクセス対策を実施すること。

エ　不正アクセスなどの問題が発生した場合に、状況確認のために十分なログ、レポートが提示可能となっていること。

オ　ログ生成に使用するシステム時刻は、タイムサーバによって同期しており、タイムスタンプは日本標準時であること。

カ　サービス利用契約の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法令は全て日本法であること。

キ　サービス内に格納されるデータの所有権及び管理権が委託者に帰属すること。

（４）ウェブサイトの構築及び保守・運用

ア　浜松・浜名湖だいすきネット（https://hamamatsu-daisuki.net）内に作成するものとし、詳細は委託者と受託者が協議のうえ決定するものとする。

イ　コンテンツの追加等に応じて、データ容量を順次拡張することができるなど、柔軟に対応できるものとすること。

ウ　CMS以外でウェブサイト掲載内容に変更の必要が生じた際は、委託者の指示に基づき随時

更新を行うこと。

エ　Google Chrome、Edge、Safari 等の一般的なブラウザで支障なく閲覧可能なものとすること。

オ　HTML、CSS、JavaScript、PHP 等、一般的に使われている言語とすること。Java や ActiveX プラグイン等のソフトウェアを使用せず動作させるようにすること。

カ　サイトの制作･保守を一元的に行う CMS の構築及び必要な設定を行い利用可能な状態にすること。

キ　導入する CMS は専門的な知識・技術がなくても運用可能であり、文章だけでなく画像やファイルを添付できるようにすること。また、操作マニュアルを作成し、サイト本稼働前に委託者に対して操作方法を説明すること。

ク　SEO 対策を実施すること。

ケ　スマートフォンでの利用を基本とした構築とするとともに、PC やタブレット等マルチデバイスへの対応にも配慮した仕様とすること。

コ　海外から閲覧した場合でも十分な閲覧スピードを確保すること。

サ　不具合が生じた場合を想定し、委託者との連絡体制を構築することで、すみやかにトラブルの原因を解消すること。

シ　受託者以外の事業者でも保守運用が行えるようにすること。

ス　公開前にテスト運用をすること。

セ　24 時間 365 日稼働すること。

ソ　障害発生時にすみやかに対応ができる体制を整えること。

タ　ウェブサイトの閲覧回数、閲覧者情報の収集・分析などデジタルマーケティングの運用基盤として必要な機能を実装すること。

チ　タグ管理サービスを活用し、コンバージョンタグやツール用タグなどを用いたデータ測定を適切に実施すること。

ツ　サイト構築後、令和 4 年 4 月から令和 5 年 3 月までは随意契約にて保守・メンテナンスを行うものとする。また、令和 4 年度以降の保守・メンテナンスについては委託者と協議の上決定する。なお、保守・メンテナンス受託者でなくなるときには、次期受託者に対して業務に関して十分な引継ぎを行うこと。また、引継ぎに伴い、業務内容に変更が生じる場合には、委託者と協議すること。

テ　その他、ウェブサイトの構築、保守運用に必要な措置を講じること。

（5）その他

ア　WEB サイトや WEB 広告用のバナーを作成すること。個数及びサイズは、委託者と協議の上決定する。

イ　ウェブサイトは令和 4 年 2 月末までに公開することとし、3 月末までに広告配信等の本ウェブサイトへの誘導に効果的な取り組みを実施すること。

ウ　委託者と受託者で月 1 回以上定期的なミーティングを行うとともに、随時メール及び電話等での報告も行うこと。

5　成果物

（１） 報告書（アクセスレポートを含む）
（２） データ一式
・ 制作物一式をデジタルデータにして保存したポータブル記録媒体
（３） 操作マニュアル
（４） 打合せ議事録
（５） 業務計画

６ その他
（１） 浜松・浜名湖ツーリズムビューロー及び関係団体と密に連絡を取ることができる体制を整えること。
（２） 契約締結後、業務予定表、具体的な体制の届け出を浜松・浜名湖ツーリズムビューローに速やかに提出すること。
（３） 開発環境・保守環境は、受託者の責任において準備すること。
（４） 本業務における成果品の著作権、版権等は、浜松・浜名湖ツーリズムビューローに帰属する。
（５） 受託者は、委託者が認めた場合を除き、成果品に係る著作者人格権を行使できないものとする。
（６） 受託者は、成果品について、第三者の知的財産権を侵害していないことを保証すること。
（７） 第三者から著作権、特許権、その他知的財産権の侵害の申立てを受けた場合、受託者の責任と費用を持って処理すること。
（８） 本業務の実施に当たって撮影が必要な場合は、事前に管理者等に撮影及び掲載の許可を得ること。また、編集内容について十分な検討を加えたうえで、関係機関との連絡を密に図り、情報交換、調整、資料収集に努めること。
（９） 動的なコンテンツを含むホームページを作成する場合は（独）情報処理推進機構の「安全なウェブサイトの作り方」（チェックリストを含む）の最新版を参照し、情報セキュリティ対策を実施すること。
【参照 URL https://www.ipa.go.jp/security/vuln/websecurity.html】
（１０）上記に記載のない事項については、浜松・浜名湖ツーリズムビューローと協議して決定する。